平成２５年（フ）第１８６号
川崎市幸区下平間214番地１　フロール川崎下平間２―714
債務者　市来さおり（旧姓諸橋）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
岡山市北区表町３丁目８番１―403号
債務者　大石百合子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２２号
北海道帯広市西13条南13丁目２番地３　コーポ富士１－３
債務者　菊地真智子（旧姓高原）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第４９２号
東京都日野市大字新井882番地の１クリーンハイツＤ―103
債務者　東　孝太郎
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０７５号
横浜市保土ケ谷区明神台１番１―408号
債務者　井川　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１０４号
神奈川県藤沢市善行１丁目20番地の１　エスポアールハイム102号室
債務者　飯田　勝彦
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６１号
東京都調布市国領町８丁目14番地32ブルーハイツ203
債務者　中野　神代
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１３号
愛知県豊川市御油町栗木山116番地　エルディム栗木山201号、従前の住所愛知県豊川市御油町小山12番地の９
債務者　フォトステージこと　三田村浩司
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１２２号
愛知県豊橋市仲ノ町39番地　204
債務者　片岡　豊士
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３１号
長崎県島原市有明町大三東丁2139番地
債務者　諸山みさ子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
長崎県佐世保市松川町17番27号
債務者　本野　正道
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
長崎県佐世保市相浦町1998番地、旧住所長崎県佐世保市棚方町664番地28
債務者　濱口　豊和
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
長崎県佐世保市相浦町1998番地、旧住所長崎県佐世保市棚方町664番地28
債務者　濱口　美香
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
長崎県佐世保市黒髪町636番地５、旧住所長崎県佐世保市黒髪町6282番地　武ハイツ102
債務者　平野　詔子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
長崎県西海市西海町丹納郷2506番地、旧住所長崎県佐世保市早岐２丁目41番66号　ハイツマユミ102
債務者　野崎　好美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係